

平成 25 年 8 月 22 日

中央教育審議会第 30 回教育制度分科会

**「今後の教育委員会制度の在り方に関する全国市区町村長・市区町村教育長  
アンケート調査」の結果の概要**

村上祐介

**1. 調査の概要**

時期：平成 25 年 3 月下旬～6 月中旬

対象：全ての市・特別区の首長及び教育長（812 自治体）、町村の約 3 分の 1（人口層化別抽出）（308 自治体）、合計 1120 自治体

方法：調査票を各自治体に郵送

回収数：首長 672 通（回収率 60.0%）、教育長 702 通（回収率 62.7%）

**2. 調査結果の概要****2. 1 教育委員会制度に対する現状認識（表 1）**

1) 教育委員会制度の弊害や短所として指摘される点のうち、「首長部局から独立していることが首長にとって制約」「合議制であることが首長にとって制約」「教育委員の任命に議会の同意を要することが首長によって制約」「合議制であるため事務執行が遅滞しがち」については、首長・教育長とも「そう思わない（「どちらかといえばそう思わない」を含む（以下同じ））」が過半数を占めた。

2) 「合議制であるため教育委員の責任が不明確」については、首長は「そう思う」（「どちらかといえばそう思う」を含む（以下同じ））が 34.8%、「どちらともいえない」が 28.1%、「そう思わない」が 37.1%と意見が分かれている。教育長は「そう思わない」が半数を超えた。

3) 「市町村教育委員会制度は制度の趣旨に沿ってよく機能している」は、首長の半数強、教育長の約 3 分の 2 が「そう思う」と答えている。「貴自治体の教育委員会は制度の趣旨に沿ってよく機能している」は、首長の 7 割弱、教育長の 8 割強が「そう思う」と答えている。

|                                   | 首長             |                |                | 教育長            |                |                |
|-----------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
|                                   | そう思う<br>(注1)   | どちらとも<br>いえない  | そう思わな<br>い(注1) | そう思う<br>(注1)   | どちらとも<br>いえない  | そう思わな<br>い(注1) |
| (a) 市区町村立学校の教職員人事は市区町村が行うことが望ましい  | 281<br>(42.6%) | 203<br>(30.8%) | 176<br>(26.7%) | 246<br>(35.4%) | 185<br>(26.6%) | 264<br>(38.0%) |
| (b) 教育委員会が首長部局から独立していることが首長にとって制約 | 150<br>(22.5%) | 175<br>(26.2%) | 342<br>(51.3%) | 120<br>(17.4%) | 162<br>(23.5%) | 408<br>(59.1%) |
| (c) 教育委員会が合議制であることが首長にとって制約となっている | 64<br>(9.7%)   | 184<br>(28.0%) | 410<br>(62.3%) | 67<br>(9.8%)   | 168<br>(24.5%) | 452<br>(65.8%) |
| (d) 教育委員の任命に議会の同意を要することが首長にとって制約  | 117<br>(17.5%) | 139<br>(20.8%) | 411<br>(61.6%) | 98<br>(14.3%)  | 170<br>(24.8%) | 418<br>(60.9%) |
| (e) 教育委員会が合議制であるため教育委員の責任が不明確     | 231<br>(34.8%) | 186<br>(28.1%) | 246<br>(37.1%) | 139<br>(20.0%) | 185<br>(26.6%) | 371<br>(53.4%) |
| (f) 教育委員会が合議制であるため事務執行が遅滞しがちである   | 92<br>(14.0%)  | 158<br>(24.0%) | 409<br>(62.1%) | 51<br>(7.3%)   | 119<br>(17.1%) | 525<br>(75.5%) |
| (g) 市町村教育委員会制度は制度の趣旨に沿ってよく機能している  | 330<br>(50.1%) | 204<br>(31.0%) | 125<br>(19.0%) | 458<br>(66.4%) | 176<br>(25.5%) | 56<br>(8.1%)   |
| (h) 貴自治体の教育委員会は制度の趣旨に沿ってよく機能している  | 460<br>(69.3%) | 154<br>(23.2%) | 50<br>(7.5%)   | 564<br>(81.3%) | 101<br>(14.6%) | 29<br>(4.2%)   |

(注1)「そう思う」は、「どちらかといえばそう思う」を含む。「そう思わない」は、「どちらかといえばそう思わない」を含む。  
(注2)「わからない」「無回答」は総数から除いている。

## 2. 2 今後の教育委員会制度の在り方に関して(表2・3, 図1)

・今後の教育委員会制度の在り方に関して、制度改革の選択肢についての賛否をそれぞれ尋ねたところ、「合議制の執行機関としての教委制度を維持しつつ制度的改善を図る」に対しては、首長の57.2%、教育長の67.4%が「賛成」、「教育委員会を諮問機関として、教育長を教育行政の責任者とする」に対しては、首長の57.6%、教育長の50.1%が「賛成」であった。

・「現行の教育委員会制度を変更する必要はない」は、首長の33.9%、教育長の47.2%が「賛成」と答えたが、首長の30.7%、教育長の21.6%が「反対」と答えており、意見が分かれている。

・「現行の教育委員会制度を廃止して、その事務を市町村長が行う」に関しては、首長の10.5%、教育長の2.2%が「賛成」と答えるにとどまり、首長の58.4%、教育長の84.7%が「反対」と回答した。

・なお、「教育委員会を諮問機関として、教育長を教育行政の責任者とする」に関しては、回答者によって教育長を首長から独立した責任者として考えている場合と、首長の補助機関的存在として考えている場合があると思われるため、制度のイメージが回答者ごとに異なる可能性がある。そこで、「教育委員会を諮問機関として、教育長を教育行政の責任者とする」に「賛成」と答えた首長が他の設問にどう答えたかを検討したところ、「合議制の執行機関としての教委制度を維持しつつ制度的改善を図る」にも「賛成」と答えた首長は59.9%であったのに対して、「反対」と答えた首長は18.5%であった。また、「現行の教育委員会制度を廃止して、その事務を市町村長が行う」にも「賛成」と答えた首長は9.8%、「反

対」と答えた首長は 58.7%であった。以上の検討からは、「教育委員会を諮問機関として、教育長を教育行政の責任者とする」に「賛成」と答えた首長のうちの6割程度は、教育長を首長から独立した存在として考えており、逆に教育長を首長の補助機関的な存在として考えている首長は1～2割程度であることが推測される。

・「仮に教育委員会の設置が首長の選択に委ねられたと仮定した場合に、現行の教育委員会制度を維持するか」（首長のみの設問）に関しては、首長の41.2%が「現行制度を変更せず維持する」、16.6%が「合議制執行機関としての教委制度を維持しつつ制度的改善を図る」と答えており、首長の57.7%が、合議制執行機関としての教委を存続すると答えている。以下、「教育委員会を諮問機関として教育長を責任者とする」が34.7%、「教育委員会制度を廃止してその事務を市町村長が行う」が5.8%となっている。

表2 今後の教育委員会制度の在り方について

|  | 首長             |                |                | 教育長            |                |                |
|--|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
|  | 賛成<br>(注1)     | どちらとも<br>いえない  | 反対<br>(注1)     | 賛成<br>(注1)     | どちらとも<br>いえない  | 反対<br>(注1)     |
| (a)現行の教育委員会制度を変更する必要はない                          | 221<br>(33.9%) | 231<br>(35.4%) | 200<br>(30.7%) | 326<br>(47.2%) | 215<br>(31.2%) | 149<br>(21.6%) |
| (b)合議制の執行機関としての教委制度を維持しつつ制度的改善を図る                | 369<br>(57.2%) | 180<br>(27.9%) | 96<br>(14.9%)  | 467<br>(67.4%) | 159<br>(22.9%) | 67<br>(9.7%)   |
| (c)教育委員会を諮問機関として、教育長を教育行政の責任者とする                 | 373<br>(57.6%) | 192<br>(29.6%) | 83<br>(12.8%)  | 344<br>(50.1%) | 227<br>(33.0%) | 116<br>(16.9%) |
| (d)現行の教育委員会制度を廃止して、その事務を市町村長が行う                  | 68<br>(10.5%)  | 200<br>(31.0%) | 377<br>(58.4%) | 15<br>(2.2%)   | 90<br>(13.1%)  | 582<br>(84.7%) |
| (注1)「賛成」は、「どちらかといえば賛成」を含む。「反対」は、「どちらかといえば反対」を含む。 |                |                |                |                |                |                |
| (注2)「わからない」「無回答」は総数から除いている。                      |                |                |                |                |                |                |

図1 「教委を諮問機関化し、教育長を責任者とする」に「賛成」の回答と、その他の設問との関連

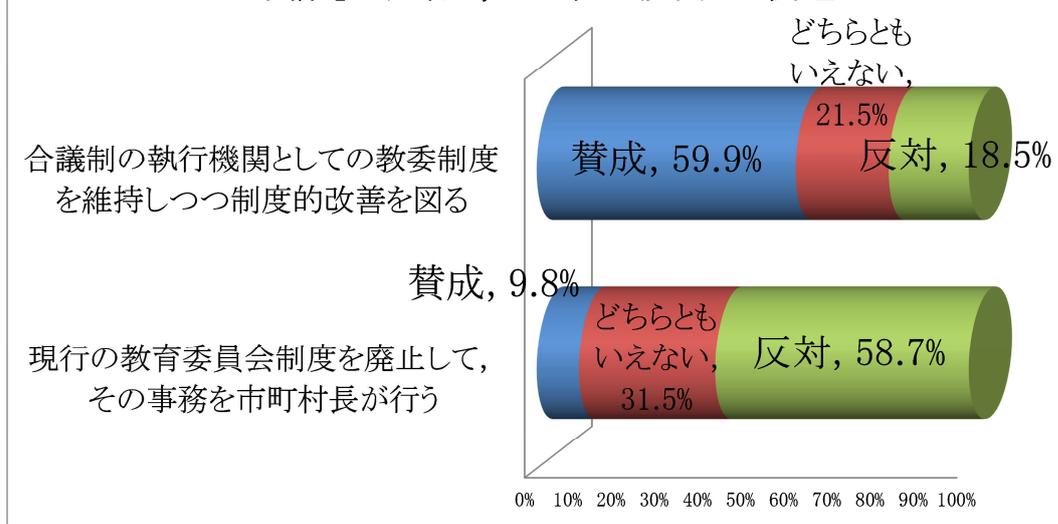


表3 教育委員会の設置が首長の選択に委ねられたと仮定した場合に  
 現行の教委制度を維持するか(首長のみ)

| 現行の教育<br>委員会制度を<br>変更せず、<br>そのまま維持<br>する | 合議制の執行<br>機関としての<br>教育委員会を<br>維持し、制度<br>的改善を図る | 教育委員会を<br>諮問機関とし<br>て、教育長を<br>教育行政の<br>責任者とする | 現行の教育<br>委員会制度を<br>廃止し、その<br>事務を市町村<br>長が行う | その他    |
|--|--|---|---|--------|
| 261                                      | 105  | 220   | 37  | 11     |
| (41.2%)                                  | (16.6%)  | (34.7%)                                       | (5.8%)                                      | (1.7%) |
| (注)「無回答」は総数から除いている。                      |  |   |   |        |